

豪州のサケ輸入禁止措置

(パネル報告 WT/DS18/R 提出日：1998年6月12日，採択日：1998年11月6日)

(上級委員会報告 WT/DS18/AB/R 提出日：1998年10月20日，採択日：1998年11月6日)

【略年表】

- | | |
|-------------|--|
| 1975年6月30日 | 1908年検疫法に基づき、検疫布告86Aを公布 |
| 1983年9月1日 | 1983年ガイドラインが発効 |
| 1988年6月 | 1988年基準を公表 |
| 1995年10月5日 | カナダ、DSU4条4項に基づく協議要請 |
| 1996年11月20日 | 「豪州サケ輸入危険性分析」の結論を受けて、豪州政府は措置の継続（1996年決定）を発表。 |
| 1997年3月7日 | カナダ、パネル設置を要請 |
| 1997年4月10日 | パネル設置 |
| 1988年6月12日 | パネル報告書提出 |
| 1988年10月20日 | 上級委員会報告書提出 |

【事実の概要】

<背景>

本件は、加熱処理を行っていない、生鮮、冷蔵及び冷凍サケ製品（以下、未調理サケ）に対する豪州の輸入規制が問題となった事案である。カナダ産の輸出向け未調理サケは、次の5つのカテゴリーに分類される。(1)天然海洋産太平洋サケ、(2)天然淡水産太平洋サケ、(3)太平洋岸養殖太平洋サケ、(4)太平洋岸養殖大西洋サケ、(5)大西洋岸養殖大西洋サケ、がそれである(2.2)。

カナダのサケ輸出は、1969年の30,653トンから、1996年の66,234トンへと増加した。この間、生鮮・冷凍サケの割合が48%から77%へと急増している(2.3)。

豪州におけるサケ製品の商業生産は大西洋サケに拠るものであるが、タスマニアで1986-87年に始まり（約20トン）、1994-95年には約6,192トンにまで達した。そのうち、約40%は輸出向けで、仕向地は主に日本、残りの国内需要のうち、6割は生鮮状態で、3割は薫製で販売される。豪州におけるサケ消費量は90年代を通じて増加している。サケ産業の他、サケ類は娯楽目的の釣りの対象とされる(2.9)。

本件においては、カナダ産サケの輸入に関して、24の病原体(disease agent)が関心の対象とされた。

<豪州による現行規制>

豪州検疫布告86A（以下、QP86A）は、1975年2月19日、1908年検疫法の下で制定され、サケ輸入について、以下のように定めている。

(d) 豪州に対するサケ輸入は、次の要件を満たさない限り、認められない。

- (i) 豪州への輸入に先立って、魚類及び魚類の部位は、人、動物又は植物に影響を及ぼす伝染病又は有害動植物の侵入を防止するための処置を施すこと、及び、
- (ii) 検疫長官 (Director of Quarantine) が、書面により、輸入に同意し、当該文書が関税法上の徴税当局または検疫官に提出されること。

QP86Aは、検疫長官に輸入基準の決定権限を付与している。検疫長官は、第一次産業・エネルギー省長官または同長官が指名した者をさす(2.14)。

QP86Aの公布以前は、豪にはサケ製品に対する輸入制限は一切なかったが(2.15)、QP86Aに基づく権限に従って、検疫長官は①加熱処理済みサケ製品の商業的輸入、②科学的目的等、非商業的用途によるサケ輸入を一定要件の下に許可した。他方、未調理サケは規制されるべきであると決定した(2.15-16)。サケ輸入に関しては、以下の諸規制が公表されている。

- ・「薫製サケ・にしんの豪州への輸入に関するガイドライン」（以下、1983年ガイドライン）：缶詰サケ以外のサケ輸入について、病気の侵入を防止するのに十分な処置が施されていることの評価に服することを条件として輸入が許可されることとされた。
- ・「サケ肉・卵の豪州への輸入に関する基準」（1986年12月通達）：缶詰サケ以外のサケ・にしん、サケ卵の輸入は、輸入許可を要することとされた。また、規制対象となる主要な病気を列挙し、加熱処理の最低温度基準を示した。
- ・「サケ肉・卵の豪州への輸出基準」（1987年5月通達）：サケ類の魚肉、魚卵の非商業的輸入に関する規定。
- ・「サケ肉・卵の豪州への輸入基準（1988年6月通達）：1983年ガイドラインを

改正したもの。サケの加熱処理の温度及び時間を変更（以下、「1988年基準」）。

- ・「レトルトパック入りサケ肉の輸入」（1990年4月通達）：一定要件の下、レトルトパック入りサケ製品の輸入を許可。
- ・「薫製サケ肉の個人託送輸入に関する基準」（1996年1月通達）：個人の託送に関して、新たな輸入要件を規定。

また、1996年12月13日、豪州検疫査察庁(AQIS)の長官は、サケ輸入危険性評価の最終報告の結果を受けて、現行のサケ製品輸入の検疫政策を維持することを表明した(以下、「1996年決定」)(2.17)。

<豪州による輸入の危険性評価>

1994年のGATT第22条協議を受けて、豪は輸入の危険性分析を実施することを合意。問題の複雑性に鑑み、分析の対象は天然太平洋サケに限定された。同合意を受けて、1995年5月、1996年5月にそれぞれ報告案が提出され、1996年12月には最終報告が提出された。

1995年報告案によれば、サケ輸入によって病気が蔓延するという証拠は見られない。また、危険性ゼロは理論上あり得ないが、いくつかの出来事が極めて起こりにくい場合、多くの出来事の連鎖の生ずる可能性が相対的に低い場合には、当該リスクは無視できる水準にまで低下する。したがって、現行の輸入規制を継続する理由は認められない、と述べた。

これに対して、1996年報告案は、輸入の可否について何らの勧告も行わず、考慮すべきリスク管理の選択肢について言及するにとどまった。

1996年最終報告は、豪州に外来の20の病原菌が太平洋サケ製品には存在するおそれがあり、その定着の可能性は低いとしても、経済的影響は多大で、水産養殖業及び娯楽目的の釣り産業に支障を与え、かつ、豪州の既存の環境に対して負の影響を及ぼす。また、20の病原菌のうちいずれかが豪州において定着した場合、根絶することは極めて困難である、と述べた。

パネル

【パネル判断の概要】（上級委員会における争点を中心として）

1. 豪州による本件措置の範囲（審査対象）

カナダ：本件で問題となっている措置は、Q P 8 6 A及びこれに基づき公布された諸規制のすべて（一定時間／温度の加熱処理を義務づけたもの）である(8.7)。Q P 8 6 Aそれ自身が輸入禁止なのではなく、当該布告がその後公表された諸規制によって輸入禁止として「適用」されている(8.9)。

豪州：本件で問題となっている措置は、1996年決定である。Q P 8 6 Aは、輸入禁止を定めるものでなく、サケ輸入の基準に法的根拠を与えるに過ぎない。缶詰サケ及び加熱処理済みサケの輸入が認められていることは、Q P 8 6 Aが輸入禁止措置でないことを示している。1988年基準も、包括的なものではない(8.7)。

パネル：この点は、第一に、付託事項の解釈、とりわけ「輸入を禁止している措置」という文言の解釈に関連する。付託事項は、二つの理由により重要である。第一には、適正手続の要請であり、当事国及び第三国に、申立に対する反論の機会を与えるため、十分な情報を提供すること、第二には、明確な申立の範囲を確定することにより、パネルの管轄権の範囲を明らかにすること。本件では、第一の要請が問題となる(8.14)。

この点、Q P 8 6 Aは、パネル設置要請中に明示されており、当該布告がいかなる性格のものであれ、これは付託事項に含まれる(8.15)。

公表された諸規制（1988年基準、1996年要件、及び1996年決定）についても、パネル設置要請中に直接の言及はないものの、「生鮮、冷蔵又は冷凍サケの輸入を禁止する」措置であり、付託事項の範囲に含まれる(8.17-19)。

2. S P S 協定（衛生植物検疫の適用に関する協定）上の立証責任

パネル：第一の立証責任は申立国にあり、S P S 協定との不整合に関して一応の立証を行わなければならない。一応の立証がなされた場合は、反証の責任は被申立国に移る(8.40)⁽¹⁾。

3. S P S 協定2条と5条の関係について(8.48-)

両者は密接な関係にあり、2条はより一般的な権利義務を定める規定として、より特定の規定である5条を意義づけるものである。E Cホルモン事件上級委員会報告も、しばしば両条の密接な関係を強調しているところである（特に、2条2項と5条1項、2条3

項と5条5項)。両条は、統一かつ整合的に解釈されなければならない。したがって、5条1項、2項違反を認定する場合には、当該認定によって2条2項違反が推定されることとなる。もっとも、2条はより一般的な規定であり、全ての2条違反が5条1項、2項の適用範囲に含まれるわけではない(8.52)。

4. 5条1項, 2項に基づく申立：衛生検疫措置が危険性評価に基づくものか否か

(1) 天然太平洋サケ製品以外の4つの分類上のサケ製品について：

1996年最終報告による危険性評価の対象でない。他方、5条1項によれば、豪州は措置が対象とする全てのサケ製品に関して、危険性評価に基づく衛生検疫措置をとらなければならない。この点、カナダからの要請により、天然太平洋サケに危険性評価の範囲を限定したという事情によって、5条1項の義務を免れることはできない。もっとも、無論、1996年最終報告による分析が、天然太平洋サケ以外のサケ製品に関する危険性評価に関連し、これらサケ製品について、まったく新規に危険性評価を行う必要はなくなるかも知れない(8.57-58)。

カナダは、1996年報告書の検討対象外のサケ製品に関する限りにおいて、本件措置は危険性評価に基づいていないとの一応の証明に成功した。他方、豪州は当該推定を覆す反証を提出していないので、上記範囲に関しては、5条1項違反の認定がなされる。同時に、2条2項違反にもあたる(8.59)。

以下の検討は、天然太平洋サケ製品（以下、「太平洋サケ製品」）に限定する(8.60)。

(2) 本件で適用される危険性評価の定義について：

S P S協定附属書Aにおける危険性評価の定義(第4項)は二つの構成部分からなるが、これらはそれぞれ、衛生検疫措置の二つの定義(第1項(a), (b))に対応するものである(8.68)。本件においては、前半の定義の危険性評価に基づく措置であることが必要となる(8.69)。

(3) 1996年最終報告による危険性評価は、5条1項, 2項に照らして適正なものか：

本件措置に適用される危険性評価の定義を検討する場合、①病気の「侵入、定着若しくはまん延」の危険、及び、②「これらに伴う潜在的な生物学上の及び経済的な影響」の危険の双方についての評価が含まれる。さらに、次の三つの要素が危険性評価の定義には含

まれている(8.72)。

- (1)措置発動国は、第一に、上記①②の危険をもたらす病気を特定(identify)しなければならない。
- (2)上記①②の「可能性の評価(evaluation of likelihood)」が必要とされる。
- (3)「適用しうる衛生…措置の下」での、①②の危険性評価がなされなければならない。

－要件(1)：1996年最終報告は、24の病気を特定しており、要件を満たしている。

－要件(2)：

- ・「可能性の評価」にあたっては、関心対象たるすべての病気全般ではなく、個々の病気毎に危険性を特定しなければならない。この点、1996年最終報告は病気毎の「侵入、定着又はまん延」の危険性を特定している(8.75)。
- ・カナダ：「可能性(likelihood)の評価」のためには、単に「可能性(possibility)」であるにとどまらず、負の影響が生ずる「蓋然性(probability)」についての判断が必要とされる。もっとも、この判断は、量的または質的な危険性評価によって満たされる(8.76)。
- ・「可能性(possibility)」と「蓋然性(probability)」：通常の意味における“potential”は“possibility”に関連し、通常の意味における“probability”とは異なる。“probability”は、より高い程度の“possibility”または“potentiality”を意味する。

ホルモン事件上級委員会は、協定の規定文言である“likelihood”を、“probability”と関連づけた(8.77)。

また、“likelihood”又は“probability”の評価の義務づけは、OIE (International Office of Epizooties) による危険性評価の定義、及び、同機関の「危険性評価に関するガイドライン」にも反映されている。

また、パネルが助言を求めた専門家も、probability or likelihood の評価は、質的なものであれ、量的なものであれ、危険性評価に不可欠であることに同意している(8.79)。

以上検討したことより、単なる possibility にとどまらず、likelihood 又は probability についての評価を要するものとする。ただし、SPS協定は、かかる評価が量的になされることを義務づけるものではない。さらに、危険性評価がどのようになされるべきかというこの要件には、どの程度の水準の危険性が示されねばならないかという点は、まったく含意されない(8.80)。

この点、1996年最終報告は、相異なる場面において possibility, probability,

likelihood の各表現を用い、probability の要素を評価しているので、この点について事実認定することなく、協定上の要件に合致するものと仮定する(8.83)。

－要件(3)：

- ・危険性低減要因(risk reduction factor)についての評価：とりうる措置の選択肢がいくつかある場合に、危険性を引き下げる要因を含む措置が選好されるべきであり、これら措置の評価を要する。

この点、1996年最終報告は、病気毎に危険性低減要因の検討を一定程度行っている(8.89)。ただし、検疫措置にかかる5つの選択肢との関係において、危険性低減要因の比較検討は実質上行われていない。

以上の検討より、この問題について事実認定することなく、同要件を満たすものと仮定する(8.91)。

(4)本件衛生検疫措置は、5条1項に規定するように、危険性評価に「基づく(based on)」ものであるか(8.93-)

* ECホルモン事件上級委員会報告：当該措置と危険性評価との間に合理的関係が存在することが要件とされる。

本件措置は、未調理サケ製品の輸入を禁止するものであり、1988年基準によって、加熱処理済みのサケ製品（及び、缶詰サケ）だけが輸入を許されている。したがって、本件措置は、貿易的側面から見れば、未調理サケの輸入禁止であるが、検疫的側面から見れば、加熱処理基準を定めたものであり、両側面は、同じコインの表裏をなしている(8.95)。かかる理解に立つならば、本件措置においては、加熱処理基準が危険性評価に基づいているか否か、すなわち、加熱処理基準と危険性評価との間に合理的関係が存在するか否かが問われる。

この点、豪が実施した唯一の危険性評価は、1996年最終報告だけである。加熱処理基準は1980年代に入手し得た科学的証拠に基づいて実施されていると主張はされるが、かかる証拠は一切提出されていない。

1996年最終報告は、とりうる検疫措置の選択肢の一つに加熱処理を挙げているが、加熱処理基準に関連して危険性又は危険性低減に関する評価を、実質上行っていない。それどころか、1996年最終報告自身が、加熱処理が本件の病原体を不活性化するか否か

についての十分なデータが存在しないことを述べている(8.98)。

以上のように、カナダは「検疫措置と危険性評価との間の合理的関係」が存在しないことの一応の証明に成功した。豪は当該推定を覆す反証を提出していないので、本件措置は5条1項における危険性評価に「基づく」ものでないと認定する。5条1項違反は、同時に、2条2項違反を構成する(8.100)。

5. 5条5項に基づく申立について

(1) 検討の範囲：

豪州、カナダ双方とも、太平洋サケ製品に集中しており、協定5条5項及び2条3項にかかるパネルの審査も、この製品群に限定する(8.104)。

(2) 衛生検疫上の適切な保護の水準：

「適切性」の水準について：SPS協定は加盟国を何ら義務づけるものではないが、衛生措置は、本質的に特定の保護水準を反映し、かつ、達成するものであり、少なくとも、当該加盟国（措置発動国）によって「適切」とみなされる保護水準にあるものと推定される(8.107)。

(3) 5条5項の要件建て

・ECホルモン事件上級委員会の判示から、5条5項違反の要件として、以下の3要件が導かれる(8.108)。

- (1) 当該加盟国が、いくつかの「異なる状況」において、異なった衛生検疫上の適切な保護の水準をとっていること、
- (2) これら保護水準において「恣意的又は不当」であるような差異が示されること、及び、
- (3) これら差異を実施する措置が、「国際貿易に対する差別又は偽装した制限」をもたらしていること

—要件(1)：

- ・「異なる状況」：

* ECホルモン事件上級委員会：5条5項における「異なる状況」には、原因物質が同一

である場合、又は、同一の負の健康被害が生ずる場合が含まれる。SPS委員会によるガイドライン策定がなされない現時点においては、上記いずれかの場合で5条5項の意味における「異なる状況」があるならば、状況の比較が可能となる。

本件に照らすならば、「病原体（病気）」が同一である場合、または、「有害動植物又は病気の侵入、定着若しくはまん延」「これに伴う生物学上の及び経済的な影響」といった効果が同一である場合に当てはまる(8.166)。

カナダが提示した4つの比較(8.113; 附属表1)に関して、少なくとも、一の病原体が同一で、かつ、同様の生物学上の及び経済的な影響をもたらすという意味で、本件措置は比較可能である(8.121)。

・「保護水準の較差」：

特定の衛生検疫措置の保護水準は、当該措置が保護しようとする危険性の程度による。したがって、異なる状況に同一の衛生検疫措置を適用することは、必ずしも、同一の保護水準をもたらすものではない。逆に、多くの状況において、同一の衛生検疫措置を適用することは、結果として異なる保護水準をもたらす場合がある(8.123)。ただし、状況が異なることによる危険性の差異については、「恣意的又は不当な差別」要件で検討することとし、衛生検疫措置において差異があるということは、(豪州が適切と考える)保護水準において差異があるものとひとまず仮定する(8.124)。

この点、危険性評価を行ってからでないと、サケ以外の製品に対する同様の検疫措置を実施しえないとする豪州の主張は、説得的でない。第一に、パネルの責務は、豪州が現時点で適切と考える各々の保護水準を比較することにある。確かに、各保護水準が危険性評価に裏付けられているならば、比較はより容易であり、かつ、正確なものとなろう。しかしながら、パネルは独自に危険性評価を行うことはできないし、与えられた責務はそこにある。

我々が行いするのは、立証責任の分配則に従って、提出された証拠を比較検討し、事実上の推定則も活用しつつ、ある物質は他の物質よりも危険性が高いことについての十分な証拠の有無についての法的判断を行うことだけである。第二に、5条1項と5項の義務は、相互排他的でなく、相互補完的な関係にある。第三に、他の製品に対する衛生措置の実施においては、完全な危険性評価は必ずしも必要でない。5条7項によれば、十分な科学的証拠がなくとも暫定的な適用が許されているからである。最後に、ECホルモン事件にお

いても、危険性評価の行われていない状況との比較が行われている(8.126)。

太平洋サケ製品については、現在輸入禁止が実施されており、保護水準は極めて高いと云える。(8.127)

比較①：太平洋にしん(Pacific herring)、たら類(cod, haddock)、日本産うなぎ、日本産ひらめ

比較②：太平洋及び大西洋たら類、欧州産うなぎ

比較③：釣り餌用冷凍にしん一般

比較④：観賞用魚(ornamental finfish) (生きたもの)

この点、比較④の対象たる鑑賞用魚については、1982年野生生物保護法上の規制をはじめとする諸規制に服しているが、比較①～③の対象となる水生動物類については、なんらの検疫措置もとられていない(8.128)。

ただし、豪州によれば、水生動物に対する検疫措置は、積極的に見直され、現在進行中の調査研究が終了した段階で、輸入政策も変更される予定であるとされる。

したがって、上記比較対象たるすべての水生動物は、豪州への輸入を認められていると云える。両者に対する検疫措置の差異は、5条5項の第一の要件の意味において、豪州が適切と考える保護水準の差異を反映するものであるとみなされる。

－要件(2)：保護水準における「恣意的な又は不当な」差異

カナダ：比較③④に関して、太平洋サケ製品よりも、病気が定着するおそれが強い。すなわち、③については、食用魚よりも検査が緩やかであること、輸入後調理されないこと、④については、いくつかの重要な危険性低減措置(はらわたを抜く、内部検査、冷凍等の物理/化学的処理)をとり得ないこと(8.131)。

パネル：衛生検疫措置及び対応する保護水準における区別に関して、なんらかの正当化根拠(より高い危険性が太平洋サケ製品に関連して生ずるなど)が必要となる。さもなくば、これら区別は5条5項上の「恣意的又は不当」なものであるとみなされうる(8.133)。

この点、あらゆる主張その他の証拠はいずれも、③④の比較対象となる非サケ製品が、太平洋サケ製品輸入に伴う危険性と、少なくとも同等の危険を孕むものであると推定されることを示している(8.134)。

これを以て、カナダは、保護水準における区別が「恣意的又は不当」であるとの一応の証明に成功したものと云える。他方、豪はこれら報告書と矛盾する証拠を何ら提出しておらず、かつ、区別の正当化根拠についての肯定的証拠も提出していない(8.139)。よって、パネルは、豪が一応の証明に対する反証をなしえなかったと考える。

比較③④について、すでに「恣意的又は不当」であることが示されたから、比較①②について判断する必要はない。(8.143)

－要件(3)：保護水準における区別が「国際貿易に対する差別又は偽装した制限」をもたらすか

*以下、いずれもECホルモン事件上級委員会報告を引用。

「差別又は偽装された貿易制限」要件は、特定の保護水準を実施する措置が、その適用において、差別または偽装された貿易制限をもたらすことを意味している(214)。

5条5項の3要件は、性質上累積的なものとみなされ、全ての要件が満たされなければならない。特に、第二、第三の要件は双方とも認定されることを要する。第二の要件を満足するということは、当該措置が、その適用において、第三の要件を満たすことになるかも知れないという「警報」に過ぎない(215)。

保護水準における差異の程度及び不一致の範囲は、考慮要因の一つに過ぎず、他の要因と相俟って、国際貿易に対する差別又は偽装された制限が、實際上、これら保護水準の差異を伴う措置の適用によってもたらされるとの結論が導かれる。保護水準の差異が恣意的又は不当であると性格付けられることは、協定2条3項の基本的義務規定によって禁じられる差別又は偽装された貿易制限となるような方法でSPS措置を適用しているという証拠の一つとなるに過ぎない。第二の要件が、實際上、第三の要件をもたらすか否かという問題は、個別事案毎の状況に応じて、検討が必要である。

以下、本件事案への適用。

・3つの「警報(warning signal)」

①「保護水準における恣意的な区別」は、「差別又は偽装された貿易制限」がもたらされることの「警報(warning signal)」となりうるとホルモン事件上級委員会で判示されたこと(8.149)

②これら区別（輸入禁止／無規制）がかなり重大なものである事実を、上記ホルモン事件

上級委員会の判示と合わせ考慮する(8.150)。

③さらなる「警報」として、以下の認定がある。すなわち、本件衛生検疫措置は、実効性及び衛生保護の観点から、危険性評価によって支持されず、したがって、5条1項上の危険性評価に「基づく」ものでないこと。同時に、2条2項にも反すること。

ただし、この「警報」は第三の要件を結論づけるのに十分な証拠とはなり得ないことを強調する(8.151)。

・本件措置の構造から導かれる3つの重要な要因：(8.152-)

①本件においては、保護水準における重大な区別は、二つの実質的に異なる措置によって実施されている。しかるに、第一要件の審査において、対象製品群は比較可能である(comparable)と考えた。より重要なことには、第二要件の審査において、対象製品群から生ずる危険性は同一であると推定した。豪が同一の危険性を孕む二つの製品群に対して、実質的に異なる措置をとるということは、同国が太平洋サケ製品と、釣り餌用にしん／観賞用魚とを実効的に差別していることを意味する。「偽装された貿易制限」には、特定製品間の恣意的な又は不当な差別となる制限（特に、当該差別が輸入に関連して適用される場合）も含まれる(8.153)。

②1995年報告案及び1996年最終報告は、本件措置の「構造」の重要な一部となる。両報告書は、まったく逆の結論を導いているが、その間、豪がいかなる情報及び証拠を取得したかは、明らかでない。豪は、結論変更の理由を、新たな科学的情報、既にある科学情報の再評価、評価に伴う不確実性、病気侵入の結果に対する再評価（潜在的な環境への影響、娯楽目的の釣りに対する影響）を挙げるが、いずれも説得的でない。この点、決定的な言はとれないが、パネルは結論変更の決め手となった理由として、輸入競争に反対する豪サケ産業保護の国内圧力の存在を挙げるのももっともであると考え(8.156)。

③輸入に関しては、極めて厳格な衛生検疫措置をとるのに対して、国内のサケ製品流通、国内監視、魚類の病気一般に対する予防規制に関しては、同様の厳格な規制を行っているか疑わしい(8.155)。

以上の諸要因に基づく、総合的な検討により、加は一応の立証に成功したものとみなす。また、豪は十分な反証を提出していないため、5条5項の第3要件は満たされる(8.159)。

5条5項の3つの要件がすべて満たされたので、豪の措置は、5条5項に反するものと

認定する。同時に、先に述べた5条と2条との関係から(8.109)、本件措置は2条3項違反にもあたる。

6. 5条6項に基づく主張：措置が、適切な保護水準達成に必要とされるものよりも、より貿易制限的か（予備的主張）

パネル：5条6項は、2条の文脈において解釈されなければならない。すなわち、「保護するために必要な限度においてのみ」措置は適用される。同項の注釈によれば、(1)問題となる措置は、他の代替検疫措置が以下の条件を満たす場合に「必要である以上に貿易制限的」とされる(8.167)。

- (1)「技術的及び経済的実行可能性を考慮して合理的に利用可能」であること、
- (2)「衛生…検疫上の適切な保護の水準を達成」するものであること、及び、
- (3)問題の措置よりも「貿易制限の程度が相当に小さい」こと。

－要件(1)：

1996年最終報告で示された他の4つの選択肢は、これらと比較される2つの選択肢－サケ類の完全輸入禁止、検疫措置の完全撤廃－と較べて、いずれも技術的及び経済的に実行可能な政策上の選択肢であると思われ、これに反する証拠もない。(8.171)

－要件(2)：

保護の水準は、豪州が適切と考える水準である。ただし、いかなる保護水準が適切であるか決定する場合には、SPS協定に反してはならない。いかなる措置が適切な保護の水準を達成できるかという点についての決定権も豪州にある。ただし、SPS協定に反してはならない(8.172)。他の選択肢のいずれかが、豪州の適切な保護水準を満たすか否かを判断するためには、保護の水準とは何かについてより詳細な検討を要する。この点、適切な保護の水準は、現行の措置（加熱処理）に反映される(8.173)。したがって、他の選択肢が、本件措置によって達成される保護の水準を満たすことができるか否かが問われるのである。

- (1)1996年最終報告それ自身が、他の代替検疫措置がとられた後、病気が侵入する危険性は小さいように思えると述べていること。さらに、頭部除去・内蔵摘出処理という代替検疫措置に付加して、他の考え得る検疫措置（加熱処理を含む）を実施されたとしても、全体の危険性に対して実質的影響が及ぶか否かは不明であると述べ、加熱

処理基準及び他の代替検疫基準とに各々反映される保護水準の格差は、僅少であると述べていること(8.177)。

(2) 1996年最終報告では、しばしば、加熱処理が、もっとも安全性の高い検疫措置である旨述べられているが、危険性を最大限に低減するか否か、実際のところ、明らかでない。病原菌の中には、熱に耐性のあるものもあり、低温(冷凍)処理に弱いものもあること(8.178)。

(3) 1995年報告案公表の後、何ら新規の科学的証拠の入手がない以上、同報告案の勧告内容(内臓摘出処理基準による輸入許可)が現在の豪州の保護水準をもはや満たすものでないという理由は見いだせないこと(8.179)。

(4) 内臓摘出処理基準に関して、OIEは、病気の伝播に対する極めて高い安全性を認めている。

SPF協定により、関連国際機関(本件ではOIE)が繰り返し言及されること、同機関による勧告、国際ハーモニゼーションの要請などを勘案すると、内臓摘出処理基準に関する上記見解にもより適切な評価が与えられるべきである(8.180)。

以上の4つの要因を累積的に考慮し、これらに基づき、パネルは、加は、豪の適切な保護水準を満たす他の措置が可能であることの一応の立証に成功したものとする。他方、豪は当該推定に対する反証を提出していない(8.181)。

－要件(3)：

4つの選択肢は、いずれもサケ製品の輸入を一定の条件下に許容するものであり、当該条件がいかに厳格であろうとも、なお現行の本件措置(輸入禁止)よりも、より貿易制限的でないと云える。

以上検討したところによれば、豪の措置は、協定5条6項に反するものである(8.183)。

上級委員会報告

上記のパネル報告に対して、豪州及びカナダの両当事国とも、上級委員会に異議申立を行った。これを受けた上級委員会は、以下に述べるように、いくつかの重要な法的争点に関して、パネルの結論を取り消した。

【争点】

上級委員会に付託された審査事項は、概ね以下の通りである。上級委員会の整理に従って、1. 付託事項に関する争点、2. S P S協定に関する争点、3. 手続法に関する争点に分類すると――

1. 付託事項に関する争点

- (1) パネルが審査した措置及び製品の範囲は適正か（豪州申立）。
- (2) パネルは、付託事項を超えて、S P S協定6条に基づく審査を行ったか（豪州申立）。

2. S P S協定に関する争点

- (1) 豪州による危険性評価に関する5条1項の判断は適正か（豪州申立）。
- (2) 5条5項に関する判断は適正か（豪州申立）。
- (3) 5条6項に関する判断は適正か（豪州申立）。
- (4) 他のサケ製品に関する5条5項、6項の審査――司法経済の問題（カナダ申立）
- (5) 5条とは独立に2条3項の判断を行わなかったことに誤りがあるか（カナダ申立）。

3. 手続法に関する争点

- (1) 要件事実の一応の証明の成否に関して、パネルは証拠を適正に評価したか（豪州申立）。
- (2) パネルは、豪州により提出された証拠への適正な尊重(due deference)を怠り、問題の客観的な評価に関して、法律上の過誤(errors in law)を犯したか（豪州申立）。
- (3) パネルは、いったん告知した証拠の提出時期を徒過した証拠を採用し、法律上の過誤を犯したか。また、第二回弁論期日においてカナダが口頭で提出した新たな問題点に対する公式な反論書面（第三書面）の提出機会を与えなかったか（豪州申立）。

【判断の概要】

1. 付託事項に関する争点

(1) 措置及び製品の範囲

<争点> パネルは、製品の範囲に関して、その付託事項の範囲を拡張し、加熱処理済み製品（薫製サケ）を含める扱いを行ったか。

パネル：製品の範囲には「加熱処理済み製品は含まれない」（8.24）。

上級委員会：パネルの上記部分を引用しつつ支持(94-96)。

<争点>問題となる措置の範囲は、いかなるものか。

パネル：QP86A及びこれに基づく1988年基準、1996年通達、1996年決定のすべてが、未調理サケの輸入を禁止する限りにおいて、審査対象となる。

上級委員会：QP86Aが、サケ製品の輸入禁止を定めるものであることに関しては争いが無い。問題は、同布告の授權に基づく諸規制のうち、どれが本件措置の対象となるかという点にある。この点、1988年通達によって示された加熱処理基準の対象範囲は、薫製サケのみである。未調理サケと薫製サケとは、製品の性質も異なるものであり、審査対象となる措置は、問題となる製品に「現実的に(actually)」適用される措置に限られる(103)。したがって、加熱処理基準と輸入禁止とは、「同じコインの両面」ではない(104)。

本件措置の範囲は、布告86Aに規定され、1996年決定で確認された未調理サケに対する輸入禁止措置である(105)。(パネルの結論を取消)

(2)パネルは、付託事項を超えて、SPS協定6条に基づく審査を行ったか。

<争点>協定5条5項の判断の際に、パネルが協定6条1項に言及したことは、付託事項の範囲を越えるものか。

上級委員会：協定6条が、付託事項の範囲外である点については、申立国(豪州)に同意するが、パネルが報告の注釈430で6条に言及しただけで、6条違反を暗に認定したとは認められない。この部分は「法的な認定又は結論」ではなく、上級委員会が「支持し、修正し又は取り消す」⁽²⁾ような性質のものではない(110)。

2. SPS協定に関する争点

(1)豪州による危険性評価に関する5条1項の判断は適正か。

本件措置は、加熱処理基準でなく輸入禁止それ自体であるから、加熱処理基準を前提としたパネルの判示は取り消さなければならない(115)。

輸入禁止を対象とした5条1項の判断は行われていないが、上級委は、従来、その責務を果たすため⁽³⁾、パネルが扱わなかった争点に関する判断を行ってきた⁽⁴⁾(117)。本件においても、パネルの認定事実及びパネル記録中の争いのない事実に基づき可能な範囲において、法的分析を尽くすべきである(118)。

<争点> 1996年最終報告は、5条1項に云う「危険性評価」にあたるか。

パネル：この点についての認定をせずに「危険性評価」の要件を満たすものと仮定して、次の要件——検疫措置が危険性評価に「に基づく」か否かという点——の審査に進んだ。

上級委員会：上級委員会自身が、この点を扱わねばならないが、パネルは、審査に必要なすべての事実認定を行っており、上級委員会はこの点の審査が可能である(119)。

パネルの示した「危険性評価」定義の3要件を支持する(121)。

附属書A第4項の「危険性評価」の定義によれば、「“likelihood”の評価」が必要であるが、この“likelihood”は“probability”と同義であると考えらるべきで、“potential”や“possibility”とは区別されねばならない(123)。この点、パネルは「何らかの(some)評価」がなされていれば十分であろうと述べたが、反対する。“likelihood”の評価が、量的なものである必要はないという点は同意する。

この点、パネルの認定事実（特に、para. 8. 83 における「未知および不確定の評価要因によりウェイトを置く」という認定部分）に基づき、危険性評価にかかる第二要件（可能性評価）は満たされないものと考え(127-131)。

第三の要件（適用しうる検疫措置の下での可能性評価）に関して、パネル報告 para. 8. 90 では、「1996年最終報告は（他の代替）措置を特定するが、いかなる実質的な方法においても、全体的な病気の危険性低減効果において、相対的な実効性を評価するものではない」と認定している。この点、パネルの述べるように「何らかの評価」では足りず、第三要件を満たさない(132-134)。

したがって、1996年最終報告は、5条1項上の適正な「危険性評価」とは云えず(135)、本件措置は、5条1項、2条2項に反する。

(2) 5条5項に関する判断は適正か。

5条5項に関する3要件テストそれ自体に関しては争いが無い。

(2-1) 5条5項の第一要件（異なる状況における保護水準の区別）

<争点①> 「異なる状況」、すなわち、「比較可能な」状況には、①同一・類似の病気の侵入等／②同一・類似の生物学上の及び経済的な影響の、どちらかの危険性が共通であればよいか、それとも、①／②双方の危険性が共通しなければならないか。

パネル：同一・類似の病気または影響があれば比較可能である。

上級委員会：パネルを支持（146）。

<争点②>“introduction”と“entry, establishment or spread”の関係について、前者を後者と不当に置き換えるものか。

上級委員会：パネルは単に前者を後者の省略形として用いているに過ぎない(148)。

<争点③>病原体の比較を、明確に発見されたものに限定していないか。

上級委員会：パネルは病気に関する審査範囲を明確に発見されたものに限定していない(151)。また、比較可能とするためには、一の病気が共通していれば足り、いくつかの病気を検討対象から除外したとしても、問題ない(152)。(パネルを支持)

(2-2) 5条5項の第二要件

<争点>病原体比較の対象範囲を、明確に発見されたものに限定していないか。

上級委員会：限定していない(157)。それ以外の点については、パネルの判断を支持する(158)。

(2-3) 5条5項の第三要件：3つの「警報」(警報①～③)及び3つの「重要な要因」(要因①～③)について

- ・警報①(保護水準における恣意的な区別の存在(上記第二要件))に、措置が偽装された貿易制限となることを証明する証拠としての価値を認める点に過誤があるとの主張について、パネルは「証拠」ではなく、単なる「警報」と扱っているだけである(162)。
- ・警報②(区別がかなり重大なものであること)は、警報①と性質上何ら違いがなく、重視されるべきでないとの主張について、両措置の違いは「かなり重大」であり、独立の警報として扱うべきである(164)。
- ・警報③(本件措置が5条1項に反すること)は、5条5項上の認定を推定しえないとの主張について、検疫措置が危険性評価に基づいていないという事実は、当該措置がSPS措置に偽装された貿易制限措置であることを強く示すものであり、警報たるにふさわしい(166)。
- ・要因①(製品間差別の存在)は、単に警報①②の組み合わせに過ぎないとの主張について、これを受け入れ、独立の考慮対象から排除する(169)。
- ・要因②(1995年報告案と1996年最終報告との理由なき結論の違い)は、報告案勧告の性質を曲解するものである等の主張について、最終報告が報告案勧告を十分な説明なしに覆したことは、ただちに偽装された貿易制限の十分な証拠となるわけではなく、他の要因と累積的に考慮すべき要因である。報告案は、最終報告に至る「過程の一部」である。

- ・要因③（国内規制の不存在）関し、国内移動の規制がなければ5条5項違反とされるのかとの主張に対して、それほど重視すべきでないが、考慮すべき要因とはなりうる。

警報①～③、要因①～③のうち、要因①のみ排除したが、結論には影響なく、「累積的に考慮」した上で、第三の要件を満たすとの結論が導かれる(177)。(パネルの結論を支持)したがって、本件措置は、5条5項及び2条3項に反するものである(178)。

(3) 5条6項に関する判断は適正か。

パネルによる3要件テストそれ自体について争いはない。

本件措置が、加熱処理基準でなく、未調理サケの輸入禁止であるとの上記結論に基づき、5条6項の審査においても、検討の対象となる検疫措置は「未調理サケの輸入禁止」措置である。この点、パネルの判断は取り消される(191)。

本件措置の5条6項整合性如何については、パネル報告に認定・判断はないが、5条1項で述べたのと同様、パネルの認定事実及びパネル記録中の争いのない事実に基づき可能な範囲において、法的分析を尽くすべきである(193)。

(3-1) 第一要件について：パネルの認定事実により満たされる(195)。

(3-2) 第二要件について：

<争点>加盟国の検疫措置に反映される保護の水準は、少なくとも、当該加盟国が適切と考える保護の水準に達していると推定することができるか（パネルの前提的理解）。

上級委員会：パネルの見解に同意しない(196)。本件の検疫措置（輸入禁止）に反映される保護の水準が、「危険性ゼロ」の保護水準であることは議論の余地がない。他方、豪州は、適切な保護水準に関して、「『危険性ゼロに基づかないにしても』、『極めて低い水準』」⁽⁵⁾に危険性を抑えるよう意図されたものと述べている(197)。

適切な保護水準の決定は、加盟国の専権である(199)。「適切な保護水準」と「衛生検疫措置」とは明確に区別しなければならない。前者は目的であり、後者はその手段である(200)。また、保護水準の決定は、論理的に、衛生検疫措置に先行するものである(201)。

したがって、代替検疫措置が、本件措置に反映される保護水準を満たすか否かを審査することによって、適切な保護水準を満たすか否かを検証するとのパネルの見解は、誤りである(204)。

<争点>加盟国は、適切な保護水準の決定を義務づけられるか。

協定上、明示にかかる義務を定めた規定はない。他方、当該義務がなければ、5条6項において、代替検疫措置が適切な保護水準を満たすか否かを審査することは不可能である(205)。したがって、SPS協定は、適切な保護水準の決定を黙示に義務づけるものと信ずる。かかる保護水準は量的に示される必要はないが、協定上の義務を無意味なものにするような形で、曖昧にすることを許すものではない(206)。

本件事案では、豪は適正な保護水準を決定し、かつ、十分な明確性を確保しており、上記義務を果たしているが、保護水準が明らかでないような場合には、実際に適用される検疫措置に反映される保護水準に基づき、パネルによって適正な保護水準の認定が許されるものと信ずる(207)。

<本件への適用>

パネルによれば、1996年最終報告において、他の代替検疫措置にかかる相対的な危険性の評価は実質上なされていない。他方、パネル報告には、上級委員会が他の代替検疫措置を審査するための、他の事実認定は含まれていない(211)。よって、上級委員会は、5条6項の第二要件の審査を完遂することはできない(212)。

本件措置が、5条6項に反するか否かは不明であるが、先のパネルの結論は取り消さなければならない。

(4)他のサケ製品に関する5条5項、6項の判断——司法経済の問題

<争点>パネルが、他のサケ製品について5条5項、6項の審査を行わなかったのは司法経済の観点から適正か。

上級委員会：司法経済の原則は、紛争解決制度の目的を念頭に置いて適用されなければならない。すなわち、「紛争に関する明確な解決を確保」することである。この点、部分的な問題の解決では、本来の司法経済は達成されない(223)。

本件において、太平洋サケ製品のみに対して5項、6項の審査を行い、他のサケ製品に対しては行わないことに、説得的な理由は見いだせない(225)。

太平洋サケ製品だけでなく、他のサケ製品も、パネルの付託事項の範囲に含まれる。これら製品について5項、6項の審査を要しないとのパネルの判断には、法律上の過誤があ

る。(パネル判示を取消)

(4-1) 5条5項の審査

5項の要件審査に関して、太平洋サケ製品と他のサケ製品とは同様の状況にあり、上記太平洋サケ製品に関する5条5項の審査結果は、他のサケ製品にも適用することができる。したがって、他のサケ製品においても、5条5項及び2条3項違反が認定される(240)。

(4-2) 5条6項の審査

6項の要件審査においても、太平洋サケ製品について述べたと同様の理由により、6項との整合性如何についての認定はできない。

(5) 5条とは独立に2条3項の判断を行わなかったことに誤りがあるか。

カナダ：豪州は、EHN（ビクトリア州にのみ発生が報告されている病気）といった病原体の蔓延を防止するために、汚染地域から非汚染地域へのサケ類の内国移動を管理していない。他方、未調理サケ製品はすべて輸入禁止の対象とされている。かかる内外規制における差別は、2条3項第1文に反する。

上級委員会：パネルが、2条3項に基づく申立を審査しなかったからといって、5条5項とは独立の2条3項上の義務を否定する意図をもっていたものではないと信じる(248)。パネルが独立に審査を行わなかった理由は、すでに5条1項、5項、6項違反が認定され、2条2項、3項違反も認められる以上、さらなる2条3項の審査は必要なしと考えたからである(249)。2条3項の「恣意的又は不当な区別」は、5条5項とは独立に認定しうる(252)。

この点、パネルは、豪の内国規制について事実認定を行っていない。したがって、未調理サケ製品（太平洋サケ及びその他のサケ製品を含む）の輸入禁止に関して、2条3項第1文における「恣意的又は不当な区別」の審査はできない。

3. 手続法に関する争点

(1) 証拠の適正評価

証拠の比較考量は、事実評価に関する問題であり、DSU 17条6項に定める上級委員会の管轄事項の範囲に含まれない(261)。

(2) 問題の客観的な評価

パネルは、本件事案における証拠を「故意に無視したり」「考慮を拒絶したり」「意図的に歪曲したり」しなかった。したがって、パネルは、DSU 11条申立の対象となる程

深刻な態様で、その裁量権を濫用しなかったものと結論づける。

(3) 提出期限を徒過した証拠の採用、反論の機会

DSU附属書3は、証拠提出期限を明示に規定していない。また、DSU12条2項によれば、「小委員会の手続は、…十分に弾力的なものであるべきであるが、小委員会の検討の進行を不当に遅延させるべきでない」と規定される。問題は、適切な反論の機会が与えられたか否かにある。この点、パネルは、豪州に対して十分な反論の機会を与えており、適正手続(due process)の要請に反しない(274-278)。

【解説】

1. 国家が、自国領域内の国民の健康、動植物環境を保護するために、必要な規制を行うのは、当然の責務であり、かつ、主権国家としての専権である。他方、貿易自由化の利益(自由貿易体制)という観点からは、物品の国際的な移動が不当に阻害されるべきでない。これら二つの利益の衝突は、従来のGATTにおいても、認識されていたところであり、法制度的には、一般的例外規定である20条b項において調整が図られていた。しかしながら、同条の解釈が極めて厳格に行われるなど、二つの利益の調整は、必ずしも円滑に行われていたとは言い難い⁽⁶⁾。WTOの発足とともに、衛生植物検疫措置は、新たにSPS協定によって規律されることとなったが、上記の対立が根本的に解決されたとは到底言えないのが現況である。

本件は、ECホルモン事件に続いて、SPS協定の実体規範の解釈適用が行われた第二の事案であるが、ECホルモン事件と同様、SPS協定にかかる案件に本質的に伴う、要件事実認定上の問題点が浮き彫りとされた。すなわち、衛生検疫措置及びその科学的根拠を巡っては、その性質上、関連する事実が不確実又は曖昧な場合がしばしばで、要件事実の認定が極めて困難となる。ECホルモン事件及び本件事案のパネル・上級委員会は、いずれも、立証責任の分配則及び証拠の評価といった法技術を駆使して、「事実」の認定を行っているが、かえってその限界を露呈する結果となっているように思える。

以下、本件報告において示された法的論点のうち、重要と思われるいくつかの点について検討を行う。

2. 措置の範囲

本件上級委員会報告における、最大の変更点は、検討の対象となる措置の範囲にある。

パネルは本件措置の範囲を、加熱処理基準であると考えたが、上級委員会は未調理サケの輸入禁止措置そのものであると考えた。

両者の判断の違いは、解釈論的には「未調理サケの輸入禁止措置」及び加熱処理基準を定めた1988年通達の適用範囲の解釈問題にある。この点、上級委員会の判断の決め手は、「未調理サケ」と「薫製サケ（加熱処理済みサケ）」とが性質を異とし、同種の産品とは云えないという点に求められる。加熱処理基準は、その定義上、「未調理サケ」に適用される基準とは言えず、性質上、「未調理サケ」に対する衛生検疫措置とはなり得ないのである。

他方、衛生検疫措置の適用においては、ある基準または規制を満たさない製品は、輸入を認めない（＝輸入禁止）のが通常であり、パネルが述べたように、常に、二つの側面を有しているというのも事実である。かかる意味において、審査の対象となる「措置」が、「輸入禁止」であるか、「何らかの具体的検疫基準」であるかは、その科学的根拠（危険性評価等）に関する法的判断の内実において、大きな差異となりうる。したがって、同種性の法的判断における明確性があらかじめ確保されていないと、措置発動国は不測の事態に直面する場合もあり得るのではないかと思われる。

3. パネルが判断しなかった争点に関する審査

パネルが審査しなかった法的争点について、上級委員会がさらに法的審理を進めることそれ自体は、WTOの紛争解決プロセスにおいて、ほぼ定着した慣行となりつつある。本件報告の意義は、判断の基礎とする資料の範囲を「パネルの認定事実及び当事国間に争いのない事実」に明確に限定した点にあると言えよう。なるほど、判断の基礎となる資料が、「パネルの認定事実及び当事国間に争いのない事実」に限定されるならば、相手国に反論の機会を保障するといったデュー・プロセスの観点からも、さほど大きな問題は生じないように思えるからである。

この点、本件上級委員会報告では、パネルの認定事実の該当箇所を引用することによって、慎重に自ら述べた上記限定に内実を与えている。他方、「当事国間に争いのない事実」に関しては、本件では特に法的判断の基礎として用いていないようである。「当事国間に争いのない事実」という場合、一方の主張に対して、単に他方が反論しなかっただけでは足りないが、具体的に、パネル報告中に記述のある「事実」に限定されるわけでもない。上級委員会段階における口頭弁論等で「争いのない」ことが確認されれば、それで足りる

ものと考えべきである⁽⁷⁾。

ただし、判断の基礎となる資料に上記のような限定を設ける場合、本件上級委員会報告がいくつかの法的論点に関して結論づけたように、事実認定が不十分であり法的判断を導くことができないとの結論が出される場面もそれだけ増えることとなる。これは、事実認定に関する差し戻しを認めるか否かという、DSBの制度改革問題とも密接に関連するものである。

4. 2条と5条との関係

SPS協定の2条及び5条の相互関係について、本件報告は、パネル・上級委員会ともに、概ねECホルモン事件上級委員会報告を引用する形で、述べている。注目すべきは、本件において、はじめて、5条とは独立に2条3項の審査が行われたことにある。この点、ECホルモン事件は、5条によってカバーされない2条違反があり得るとの可能性に言及はしたものの、実際の法適用にまでは至らなかったからである。

それでは、本件において審査対象となった事実関係は、5条5項によってカバーされ得ない場合であったのか。この点、上級委員会は、2条3項違反を認定するのに、5条5項審査による道もあり得るとした上で、あえて、2条3項審査を行っており、5条5項にカバーされない事案であったか否かは必ずしも明らかでない。

しかしながら、両条の規定文言を見ると、加盟国間差別、内外差別にかかる措置の適用が審査対象となる場合には、直接、2条3項審査を行う方が、より適当であるように思える。上級委員会も指摘するように、5条5項審査による2条3項違反の認定は「複雑かつ間接的なルート」だからである⁽⁸⁾。

【参考文献】

- ・ 藁田純「WTO／SPS協定の制定と加盟国の衛生植物検疫措置に及ぼす影響」貿易と関税1999年2月号20頁。
- ・ Gavin Goh & Andreas Ziegler, A Real World Where People Live and Work and Die—Australian SPS Measures After the WTO Appellate Body's Decision in the Hormones Case, 32(5)J.W.T.271(1998).

【注】

- ⁽¹⁾ Appellate Body Report on United States-Measure Affecting Imports of Woven Shirts and Blouses from India, adopted 23 May 1997, WT/DS33/AB/R, p.14; Appellate Body Report on EC-Measures concerning Meat & Meat Products (Hormones), adopted 13 February 1998, WT/DS26/AB/R, para.98.
- ⁽²⁾ D S U 1 7 条 1 3 項。
- ⁽³⁾ Cf.D S U 1 7 条 6 項, 1 3 項。
- ⁽⁴⁾ 米国ガソリン事件(Adopted 20 May 1996, WT/DS2/AB/R); カナダ雑誌事件(Adopted 30 July 1997, WT/DS31/AB/R); E C 鶏肉事件(Adopted 23 July 1998, WT/DS69/AB/R); 米国エビ事件(Adopted 6 December 1998, WT/DS58/AB/R)を各参照。
- ⁽⁵⁾ 本件パネル報告 para.8.107.
- ⁽⁶⁾ Panel Report on Thailand Restrictions on Importation of and Internal Taxes on Cigarettes (adopted on 7 November 1990), BISD37 Supp., at 200(1991).
- ⁽⁷⁾ この場合、厳密には新たに「事実」の認定を行うことになるが、D S U 1 7 条 6 項との関係では問題は生じない。
- ⁽⁸⁾ 8 本件上級委報告 para.252.

(東條 吉純)